

令和2年度第7回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年10月16日(金)
午前9時30分 ～ 午前10時25分
場 所 菊川ふれあい会館 中・小ホール

会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18
現 在 数 18
出 席 総 数 17
欠 席 総 数 1

議番	氏 名	出欠
1	西野 政次	出席
2	阪田 実	出席
3	田中 クゲヨ	出席
4	新久保 克己	出席
5	藤野 俊孝	出席
6	田崎 育子	出席
7	原田 雄一	出席
8	岡本 住子	出席
9	下田 敏純	出席
10	石田 安男	出席
11	植村 正文	欠席
12	河本 隆一	出席
13	坂田 謙祐	出席
14	伊田 喜弘	出席
15	山田 正信	出席
16	吉本 知則	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局長 ほか計5名

傍聴人:なし

令和2年度第7回総会

(開始時刻9時30分)

事務局（石井事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名のうち、本日出席の委員は17名、欠席委員は1名でございます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が、「成立いたしますこと」をご報告申し上げます。

それでは、吉本会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしく願いいたします。

議長（吉本会長）

皆さん、おはようございます。

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように出席委員が過半数を超えています。本日の総会は、成立いたしますので、「令和2年度第7回定例総会の開会」を宣告いたします。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第3項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号1番の西野政次委員と、議席番号2番の阪田実委員のご両名を指名します。よろしく願います。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」をお諮りします。事務局の説明を求めます。

事務局（徳富事務局次長）

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可についてご説明いたします。総会議案書1ページをお開きください。

1番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は、田2筆、合計面積は、3,327㎡、位置図は4、5ページ、公図は6ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊田総合支所から南西へ約3.8kmに位置している、

過去に農業公共投資の対象となっている農地でございます。

申請理由は、以前より利用権設定により耕作している譲受人が、譲渡人からの要望に応じたものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から、XXXXXXXXXXに位置し、譲受後も引き続き、水稻を栽培する予定でございます。売買による所有権の移転となっております。

1 ページに戻りまして、2 番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は、畑1筆、面積は、1, 686㎡、位置図は7、8 ページ、公図は9 ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所彦島支所から北西へ約2.6kmの、市街化区域内に位置している農地でございます。

申請理由は、高齢で、維持管理出来ない貸付人の要望に、経営規模拡大を考えた借受人が応じたものでございます。

申請地は、借受人の自宅から約200mに位置し、借受後は、花きを栽培する予定でございます。

使用貸借による権利の設定となっており、申請者からは、農地等使用貸借契約書の写しが提出されております。

なお、申請地は、先ほどご説明いたしましたが、市街化区域内に位置している農地でございますので、農業経営基盤強化促進法第17条の規定により、いわゆる利用権設定が出来ない農地となりますので、この度の農地法3条の申請がなされたものがございます。

1 ページに戻りまして、3 番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は、畑2筆、合計面積は、320㎡、位置図は10、11 ページ、公図は12 ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所内日支所から南西へ約2.6kmに位置している、農業振興地域内白地の農地でございます。

申請理由は、県外に居住しており耕作及び維持管理が困難な譲渡人の要望に、譲受人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から近く、譲受後は、野菜を栽培する予定でございます。売買による所有権の移転となっております。

次に、総会議案書2 ページをお開きください。4 番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は、畑2筆、合計面積は、1,397㎡、位置図は13、14 ページ、

申請地は、譲受人の自宅から■■■■■以内に位置しており、譲受後は地域の特産である、茄子やブロッコリー等の野菜を栽培する予定でございます。贈与による所有権の移転となっております。

2番、4番の案件については、使用貸借による権利設定の許可要件である、農地法第3条第3項各号の全てを満たしております。

各譲受人、各借受人は、農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきましては、議席番号16番、わたくし吉本より、ご報告申し上げます。

吉本知則委員

16番の吉本です。10月7日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。説明のとおり自宅そばにあり譲渡人につきましても管理が困難ということで以前より利用権設定して譲受人が耕作していた農地でございます。譲受後も引き続き、水稻を栽培する予定でございます。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

それでは、2番と4番の案件につきまして、議席番号1番、西野政次委員、報告をお願いします。

西野政次委員

1番の西野です。10月6日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。2つとも同じような案件でございますので、合わせてご説明させていただきます。どちらも高齢で維持管理が困難な譲渡人が縁者である譲受人の要望に応じたものです。使用貸借による権利の設定となっております。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号9番、下田敏純委員、報告をお願いします。

下田敏純委員

9番の下田です。10月8日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。譲渡人は耕作が困難であり、譲受人は産直市場等に野菜を積極的に出荷している方で、しっかり管理して頂けると思います。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

それでは、5番の案件につきまして、議席番号3番、田中クゲヨ委員、報告をお願いします。

田中クゲヨ委員

3番の田中です。10月7日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。譲渡人が高齢等の理由で管理が困難となりましたので、譲受人の要望に応じるものでございます。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

それでは、6番の案件につきまして、議席番号5番、藤野俊孝委員、報告をお願いします。

藤野俊孝委員

5番の藤野です。10月7日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。認定新規就農者である譲受人の要望に譲渡人が応じるものであり、何ら問題はないと考えます。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

それでは、事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手され起立して議席番号及び氏名を述べられ、ご発言をお願いします。質疑は、ございませんか。ないようですので、質疑を打ち切り、採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり許可することと決しました。

次に日程第2「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可について」

をお諮りします。それでは、当該案件について事務局の説明を求めます。

事務局（徳富事務局次長）

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可についてご説明します。

総会議案書32ページをお開きください。1番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は35、36ページ、公図は37ページ、土地利用計画図は38ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線長門二見駅から北東へ約1.7kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第二種農地」となります。転用目的は、事務所・資材置場・業務用駐車場の整備でございます。

申請理由につきましては、現在の事務所では、IT環境の進展が見込まれないことから、県道沿いで、光ケーブルの開通が見込まれる借受人である法人代表者が所有する申請地に、事務所、資材置場、業務用駐車場の移転を計画したもので、ございます。使用貸借による権利の設定となっております。

一体利用地は、県道加工部分のみで、道路工事等承認申請書が提出されており、確保は確実で、借受人が所有している業務用車両についても、車検証の写しにて台数を確認し、土地利用計画からみて計画面積は、適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地の南側には、赤線で分断された農地はございますが、申請地よりも高い位置にあり、汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水とともに、河川に放流されることから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

次に、総会議案書33ページをお開きください。2番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は39、40ページ、公図は41ページ、土地利用計画図は42ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所清末支所から南西へ約360mに位置する農地で、農地法施行規則第45条第2号に該当する、「第二種農地」となります。転用目的は、建売住宅8棟でございます。

申請理由につきましては、申請地である清末地区は、近年宅地化が進行しており、申請地は、学校にも近く子育ての居住環境にも恵まれており、住宅の需要が見込まれることから、この度の計画に至ったもので、高齢で耕作が出来ない譲渡人2名を含む各譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。一体利用地は、市道加工部分のみで、道路工事施行承認申請書が提出されており、確保は確実で、土地利用計画及び建ぺい率からみて計画面積は適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接及び市道で分断された農地はござい

ますが、擁壁や見切壁を設置し、土留工での施工も計画されております。

汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水とともに新設の道路側溝から既存の市道側溝に放流されることから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。なお、この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

次に、33ページに戻りまして、3番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は43、44ページ、公図は45ページ、土地利用計画図は46ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線安岡駅から北東へ約850mに位置する過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、安岡駅から半径500m以内の区域の総面積に占める宅地の面積が40%を超えており、半径900mにおいても40%を越えていることから、農地法施行規則第45条第2号に該当する、「第2種農地」となります。

転用目的は、建売住宅1棟でございます。

申請理由につきましては、申請地である安岡地区は、宅地化が進み人口が増加傾向にあり、申請地は、学校にも近く、既存の住宅団地にも接しており、住宅の需要が見込まれることから、建売住宅1棟の建設を計画したもので、高齢で耕作ができない譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

一体利用地は、法定外公共物加工部分のみで、法定外公共物加工許可申請書が提出されており、確保は確実で、土地利用計画及び建ぺい率からみて計画面積は適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地に市道や赤線等で分断された農地はございますが、擁壁や見切壁を設置し、土留工での施工も計画されており、一部造成により、勾配調整を行い法面は芝張りで養生を実施する計画となっております。

汚水は、公共下水道に流入され、雨水のみ、道路側溝に放流されることから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。なお、この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

次に、総会議案書34ページをお開きください。4番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

位置図は47、48ページ、公図は、49ページで、参考資料として、公図の拡大図を50ページにお示ししております。土地利用計画図は、51ページでございます。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から南東へ約500mに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない住宅が連たんしている位置にある、孤

立した農地で、農地法施行規則第44条第1号に該当する「第3種農地」となりません。転用目的は、業務用車両駐車場及び資材置場の整備でございます。

申請理由につきましては、業務拡大に伴い重機、車両等の増加により、現在の事業所では、作業区域の確保が困難になったことから、用地を探していたところ、県外に居住しており、耕作及び維持管理が困難な譲渡人からの申し出があり、この度の計画に至ったものでございます。

売買による所有権の移転となっております。一体利用地は、譲渡人が所有している、登記地目が宅地等の5筆でございます。

申請地は、宅地等に囲まれた孤立した農地で、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

汚水の発生はなく、雨水のみ、道路側溝から農業用排水路以外の水路をとおり、農業用排水路に放流されます。

総会議案書49ページをお開きください。この度の計画では、表面雨水が、申請地の東側にある道路側溝から、北東側の■■■■■内に埋設されている既存の排水管をとおり、■■■■■の登記地目、用悪水路に放流されます。

■■■■■の土地所有者からは、承諾書が提出されておりますが、■■■■■の土地所有者は、承諾しているものの、周辺住民と相談し水路を設置した過去の経緯もあり、土地所有者個人として承諾書の提出は出来ないとの報告を、申請者代理人から受けております。

事務局といたしましては、土地所有者からの承諾書の提出はなされておりませんが、それを理由により、不許可相当であるとの判断には至っておりません。

本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号17番、岩本憲慈委員、報告をお願いします。

岩本憲慈委員

17番の岩本です。10月8日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。事務局の説明のとおりですが、現在の事務所の位置は急な登り坂の上にあります。しかも道幅が狭く大型車両の出入りが出来ません。今回の申請地は県道沿いにあり、利便性が良いものの背後には山があり日照不足で耕作には不向きな土地です。現在は草が繁茂しており、数年は耕作していない状況です。

借受人である法人代表者が所有する申請地に、事務所、資材置場、業務用駐車場の移転を計画したものでございます。使用貸借による権利の設定となっております。

汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水とともに、河川に放流されることから、周辺農地への営農には支障ないと考えています。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

それでは、2番の案件につきまして、議席番号4番、新久保克己委員、報告をお願いします。

新久保克己委員

4番の新久保です。10月7日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。申請地は小中学校のそばにあり、近年、住宅化が進んでおります。譲受人は建売住宅を計画しており、譲渡人2名がこれに応じたものでございます。特に問題はないと思います。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

それでは、3番の案件につきまして、議席番号6番、田崎育子委員、報告をお願いします。

田崎育子委員

6番の田崎です。10月6日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。小中学校や総合病院が近くにある場所で、住宅地が隣接している地域です。高齢で耕作が困難な譲渡人が譲受人の要望に応じたものです。何ら問題はないと思われまます。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

それでは、4番の案件につきまして、議席番号12番、河本隆一委員、報告をお願いします。

河本隆一委員

12番の河本です。10月8日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。事務局の説明のとおりです。

周囲を住宅に囲まれた位置にある、孤立した農地で、周辺農地への営農に支障はございません。汚水の発生はなく、雨水のみ、道路側溝から農業用排水路以外の水路をとおり、農業用排水路に放流される予定です。よろしくご審議願います。

ます。

議長（吉本会長）

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。ございませんでしたら、質疑を打ち切り、採決します。

「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可について」、当該案件につきまして「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり許可することと決しました。

次に日程第3「議案第3号 現況確認について」をお諮りします。事務局の説明を求めます。

事務局（徳富事務局次長）

議案第3号 現況確認についてご説明いたします。総会議案書52ページをお開きください。1番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目、畑を含む田2筆、合計面積は、4,065㎡で、申請地の位置図は54、55ページ、公図は56、57ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所宇賀支所から北東へ約3.9kmに位置する土地でございます。

令和2年10月8日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおり状況でございました。

現況確認書交付事務取扱要領第5条（3）に該当するため、「非農地」と確認いたしました。

52ページに戻りまして、2番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、畑3筆、合計面積は、2,220㎡で、申請地の位置図は58、59ページ、公図は60、61ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所から北東へ約1.1kmに位置する土地でございます。

令和2年10月6日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおり状況でございました。

●●●番と●●●番1の2筆は、現況確認書交付事務取扱要領第5条（3）に該当するため、「非農地」と確認いたしました。

●●番1は、一部、竹は確認できましたが、農地として維持管理されており、現況確認書交付事務取扱要領第5条各号に該当しないため、「農地」と確認しております。

続きまして、総会議案書53ページをお開きください。

3番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目、畑4筆、合計面積は、853.9㎡で、申請地の位置図は62、63ページ、公図は64、65ページをご覧ください。申請地は、下関市役所王司支所から西へ約2kmに位置する土地でございます。

令和2年10月7日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおり状況でございました。

現況確認書交付事務取扱要領第5条(3)に該当するため、「非農地」と確認いたしました。以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号17番、岩本憲慈委員、報告をお願いします。

岩本憲慈委員

17番の岩本です。10月8日に農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地を確認しました。申請地は30年以上耕作がされていないということで、雑木等が繁茂している状況で「非農地」と判断致しました。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

それでは、2番の案件につきまして、議席番号1番、西野政次委員、報告をお願いします。

西野政次委員

1番の西野です。10月6日に農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地を確認しました。●●●番と●●●番1については、調査結果に記載のとおり山林化した状況で「非農地」として判断しました。

なお、●●番1につきましては、申請では10年以上耕作していないとのことでした。一部に竹が生えてはいましたが、コスモス等が植えられており、畝も起られておりましたので「農地」と判断致しました。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

それでは、3番の案件につきまして、議席番号3番、田中クゲヨ委員、報告をお願いします。

田中クゲヨ委員

3番の田中です。10月7日に農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地を確認しました。現地は長期間にわたって耕作されておらず孟宗竹が繁茂している状況で、「非農地」と判断致しました。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。「議案第3号 現況確認について」、報告のありました2番の案件中、●●番1については「農地」、また、2番の●●番1を除く2筆、並びに1番と3番は「非農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり決しました。

次に日程第4「議案第4号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」をお諮りします。事務局の説明を求めます。

事務局（徳富事務局次長）

議案第4号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について、ご説明いたします。総会議案書66ページをお開きください。

これは、農業振興地域整備計画の変更を行うにあたり、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、下関市長から農業委員会へ意見を求められたものでございます。

1番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は、67、68ページ、公図は69ページ、敷地平面図は、70ページ、空中線配置図は、71ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊北総合支所田耕支所から北東へ約6.1kmに位置する農地でございます。

計画変更の理由は、携帯電話無線基地局の設置のためでございます。

本件は、農用地区域からの除外で、重要変更になります。なお、本案件は、日程第9、報告第4号、「農地法施行規則第53条の規定による転用届出について」の番号3番と関連した案件でございますが、53条の規定による転用届出については、農用地区域からの除外を待つことなく、農業委員会は、届出を受理し、処理できることとなっておりますので、令和2年9月16日付けで、専決にて、申出者に、異議なしとの回答をしております。以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

それでは、当該案件につきまして、議席番号15番、山田正信委員、報告をお願いします。

山田正信委員

15番の山田です。10月7日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。申請内容は事務局説明のとおりです。携帯電話基地局を設置するものでございます。申請地は国道沿いにあり、多くの人が通過する場所ではありますが、電波不感地域でありまして、住民生活の利便性向上、災害時の通信手段として必要であると考えられます。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り、採決します。議案第4号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」、「意見なし」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり意見なしと決しましたので、その旨の意見を付して下関市長に送付することといたします。

次に、日程第5「議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をお諮りします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（徳富事務局次長）

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

総会議案書72ページをお開きください。

1番。この案件は、令和2年10月30日公告予定分に係る決定でございます。

詳細につきましては、73ページから80ページの「1. 農用地利用集積計画一覧表（令和2年10月30日公告予定分）」をご覧ください。

この案件は、利用権に係る決定です。地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表を、別紙「議案第5号関係資料」の1ページから3ページにお示ししております。

いずれの案件も、計画内容は、「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上です。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。「議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」賛成委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり決定しましたので、下関市長へ通知することといたします。

次に、日程第6 報告第1号から日程第15 報告第10号までを一括して、事務局の報告を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

ご報告いたします。

総会議案書81から83ページ、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、9件ございました。

84ページ、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について」は、1件ございました。

85ページ、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について」は、3件ございました。

いずれも、内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろってございましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

86から87ページ、報告第4号「農地法施行規則第53条の規定による転用届出について」は、5件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろってございましたので、専決により、通知を交付いたしました。

88ページ、報告第5号「農地法の規定による転用届出の撤回について」は、1件ございました。

89ページ、報告第6号「現況確認について」は、2件ありました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員及び農地利用最適化推進委員による現地確認を行い、専決により、現況確認書を交付いたしました。

96ページ、報告第7号「農地造成届について」は、1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。地区の農業委員による現地

確認を行い、専決により、受理通知書を交付いたしました。

102ページ、報告第8号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、2件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。税務署から相続税の納税猶予の適用を受けている農地の状況について照会があったもので、農業委員による現地確認を行い回答いたしました。

103ページ、報告第9号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、賃貸借の合意解約が3件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

104ページ、報告第10号「令和2年度第6回総会議案第2号1番の審議案件の訂正について」は、記載のとおりでございます。以上、ご報告いたします。

議長（吉本会長）

事務局の報告が終わりました。ただいまの報告第1号から第10号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして本日の総会の全日程を終了いたします。

次回の第8回総会は、令和2年11月17日 火曜日に、川棚公民館の2階講堂で、午前9時30分から開催いたします。

長時間に渡るご審議、ありがとうございました。

以上をもちまして終了いたします。

(終了時刻10時25分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....